

## 高齢者元気度アップ・ポイント事業

### 1 事業内容

健康維持や介護予防、社会参加の促進を図るため、健康づくりや社会参加活動に対して、**現金または商品券に交換できるポイント**を付与します。

### 2 参加対象

鹿屋市に住所を有する**65歳以上**の方

### 3 対象となる主な活動

- ①健康増進、介護予防に関する講演会等への参加 など
- ②各種健康診査や人間ドック等の受診 など
- ③介護分野以外のボランティア活動  
(例) 障がい者施設での支援、子どもの見守り活動 など



## 介護人材確保ポイント事業

### 1 事業内容

介護人材の裾野拡大を推進するため、全ての年齢層の方が行う、介護分野の周辺業務などのボランティア活動等に対して、**現金または商品券に交換できるポイント**を付与します。

### 2 参加対象

鹿屋市に住所を有する**全て**の方

### 3 対象となる主な活動

- ①介護保険施設等でのボランティア活動  
(例) レクリエーション等の参加支援、食事の配膳、下膳の補助、高齢者の話し相手、施設内清掃、共生型居場所の運営 など
- ②高齢者を支援する活動  
在宅高齢者等への声掛け、見守り、有償ボランティア など



ポイント申請期限：令和 年 3 月末

### ポイント対象活動

活動内容	65歳以上	64歳以下
介護保険施設等でのボランティア	3	3
介護分野の研修等の受講	1	1
その他のボランティア	3	
介護予防講演会等への参加	1	
市が指定する健康診査の受診	3	対象外
各種がん検診の受診	各2	
人間ドックの受診	5	

### ポイント交換

スタンプの数	ポイント付与数	転換交付金等
0～9個	0ポイント	
10～19個	10ポイント	1,000円
20～29個	20ポイント	2,000円
* 30～39個	30ポイント	3,000円
40～49個	40ポイント	4,000円
50個	50ポイント	5,000円

※高齢者元気度アップ・ポイント事業・介護人材確保ポイント事業、それぞれ年間5,000円を上限とします。  
転換交付金等の合計2,000円までは商品券、3,000円以上は現金又は商品券と交換できます。

≪ポイント付与方法≫  
原則として、各施設や居場所の担当者がポイントを付与しますが、各種申請書に記入した場合は、後日社会福祉協議会又は市保健相談センターの窓口にて申請書と併せて提示した方にポイントを付与します。

令和 年度

## 高齢者元気度アップ・ポイント 介護人材確保 ポイント手帳



登録番号	
氏名	フリガナ

【管理機関】社会福祉法人 鹿屋市社会福祉協議会  
☎0994-44-2277

## 介護人材確保ポイント 押印欄

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50

## 高齢者元気度アップ・ポイント 押印欄

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50